

議案第16号 小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地方税法等が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

《主な内容》

消費税率引上げ時期の変更に伴い

- ①個人市民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長をするもの。（平成31年度 → 平成33年度）
- ②軽自動車税の環境性能割導入の時期変更に対応するもの。（平成29年4月1日 → 平成31年10月1日）
- ③法人税割の税率引き下げの時期変更に対応するもの。（平成29年4月1日 → 平成31年10月1日）

第1条による改正（小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号）新旧対照表）

現行	改正後（案）	備考
<p>附則 第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2及び3 略</p>	<p>附則 第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2及び3 略</p>	<p>改正  改正</p>

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

追加

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等, 外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については, 第33条及び第34条の3の規定にかかわらず, 他の所得と区分し, その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し, 特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には, その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には, 次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については, 同条中「総所得金額」とあるのは, 「総所得金額, 附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで, 第34条の9第1項並びに附則第7条第1項, 第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については, 第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と, 第34条の7第1項前段, 第34条の8, 第34条の9第1項並びに附則第7条第1項, 第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と, 第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については, 同条中「又は山林所得金

額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額,同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額,同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については,同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と,同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等,外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については,第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において,当該特例適用配当等については,同条及び第34条の3の規定にかかわらず,他の所得と区分し,その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項

(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し,特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には,その適用後の金額)に100分の3の税

率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限る、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配

<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><u>第 20 条の 2</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法, 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等については, 第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず, 他の所得と区分し, その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額 (以下この項において「条約適用利子等の額」という。) に対し, 条約適用利子等の額 (次項第 1 号の規定により読み替えられた第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には, その適用後の金額) に 100 分の 5 の税率から<u>同法</u> 第 3 条の 2 の 2 第 1 項に規定する限度税率 (第 3 項において「限度税率」という。) を控除して得た率に 5 分の 3 を乗じて得た率 (当該納税義務者が同条第 3 項の規定の適用を受ける場合には, 100 分の 3 の税率) を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には, 次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第 34 条の 2 の規定の適用については, 同条中「<u>総所得金額</u>」とあるのは, 「<u>総所得金額, 附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する条約適用利子等の額</u>」とする。</p> <p>(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで, 第 34 条の 9 第 1 項, <u>附則第 7 条第 1 項, 附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項</u>の規定の適用については, 第 34 条の 6 中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による</u></p>	<p><u>当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</u></p> <p>(4) <u>附則第 5 条の規定の適用については, 同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」と, 同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><u>第 20 条の 3</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法, 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等については, 第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず, 他の所得と区分し, その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額 (以下この項において「条約適用利子等の額」という。) に対し, 条約適用利子等の額 (次項第 1 号の規定により読み替えられた第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には, その適用後の金額) に 100 分の 5 の税率から<u>租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項</u>に規定する限度税率 (第 3 項において「限度税率」という。) を控除して得た率に 5 分の 3 を乗じて得た率 (当該納税義務者が同条第 3 項の規定の適用を受ける場合には, 100 分の 3 の税率) を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には, 次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第 34 条の 2 の規定の適用については, 同条中「<u>総所得金額</u>」とあるのは, 「<u>総所得金額, 附則第 20 条の 3 第 1 項に規定する条約適用利子等の額</u>」とする。</p> <p>(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで, 第 34 条の 9 第 1 項<u>並びに附則第 7 条第 1 項, 第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項</u>の規定の適用については, 第 34 条の 6 中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による市民</u></p>	<p></p> <p>改正</p> <p></p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
--	--	---

市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法

第 3 条の 2 第 16 項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第 18 項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第 22 項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第 24 項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第 33 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 34 条の 2 の規定の適用が

税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 20 条の 3 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）第 3 条の 2 第 16 項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第 18 項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第 22 項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第 24 項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 3 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第 33 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 34 条の 2 の規定の適用が

改正

ある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法\_\_\_\_\_第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項\_\_\_\_\_に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項\_\_\_\_\_の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項\_\_\_\_\_の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項\_\_\_\_\_の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項\_\_\_\_\_に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法\_\_\_\_\_

第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得\_\_\_\_\_の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林

ある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項\_\_\_\_\_の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項\_\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と\_\_\_\_\_する。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林

改正

改正

改正

改正

改正

改正

改正  
削除

改正

改正

改正

所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項 \_\_\_\_\_ に規定する条約適用配当等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項 \_\_\_\_\_ の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合（第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第 34 条の 9 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 20 条の 2 第 3 項 \_\_\_\_\_ に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定及び法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課されたとき、又は第 33 条第 6 項」と、同条第 3 項中「法第 37 条の 4」とあるのは「租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用される法第 37 条の 4」とする。

所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合（第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第 34 条の 9 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 20 条の 3 第 3 項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定及び法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課されたとき、又は第 33 条第 6 項」と、同条第 3 項中「法第 37 条の 4」とあるのは「租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用される法第 37 条の 4」とする。

改正

改正

改正



第 80 条の 2 を削る。

第 81 条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第 81 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第 81 条の次に次の 7 条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第 81 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

削除  
削除

削除

削除

(1) 救急用のもの

(環境性能割の課税標準)

第 81 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 15 条の 10 に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第 81 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第 451 条第 1 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100 分の 1

(2) 法第 451 条第 2 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100 分の 2

(3) 法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 100 分の 3

(環境性能割の徴収の方法)

第 81 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第 81 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3 輪以上の軽自動車の取得者 (環境性能割の納税義務者を除く。) は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第 81 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定

削除

削除

削除

削除

削除

すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「2輪のもの(側車付のものを含む。)	年額	3,600円
3輪のもの	年額	3,900円
4輪以上のもの		
乗用のもの		
営業用	年額	6,900円
自家用	年額	10,800円
貨物用のもの		
営業用	年額	3,800円
自家用	年額	5,000円

を

「(ア)2輪のもの(側車付のものを含む。)	年額	3,600円
(イ)3輪のもの	年額	3,900円
(ウ)4輪以上のもの		
乗用のもの		
営業用	年額	6,900円
自家用	年額	10,800円
貨物用のもの		
営業用	年額	3,800円
自家用	年額	5,000円

に改め、同号イ中

削除

削除

1

「農耕作業用のもの	年額	2,400 円
その他のもの	年額	5,900 円

を

「(ア) 農耕作業用のもの	年額	2,400 円
(イ) その他のもの	年額	5,900 円

に改める。

第 83 条(見出しを含む。)及び第 85 条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 87 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 4 項中「第 80 条第 2 項」を「第 81 条第 1 項」に改める。

第 88 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「第 80 条第 2 項」を「第 81 条第 1 項」に改める。

第 89 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 90 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第 1 号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第 2 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第 89 条第 2 項各号」を「前条第 2 項各号」に改め、同条第 4 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 91 条第 2 項中「第 443 条」を「第 445 条」に、「第 80 条の 2」を「第 81 条の 2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 7 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

削除

削除

削除

削除

削除

削除

附則第 15 条の次に次の 5 条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 15 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第 15 条の 3 市長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第 15 条の 4 第 81 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第 15 条の 5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 15 条の 6 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 (第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

附則第 16 条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第 1 項中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する」に改め、「軽自動車

附則第 16 条第 1 項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 82 条第 2 号アの項中「第 82 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 2 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平

削除

削除

削除

削除

削除

削除

改正

税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)乗用のもの	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)貨物用のもの	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)乗用のもの	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)貨物用のもの	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第3項中「規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)乗用のもの	6,900円	3,500円

成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

もの	10,800 円	5,400 円
第 2 号ア(ウ)貨物用 のもの	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

附則第 16 条第 4 項中「規定する 3 輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの」に、「軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度」を「には、平成 29 年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,000 円
第 2 号ア(ウ)乗用の もの	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,000 円
第 2 号ア(ウ)貨物用 のもの	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

第 1 条の 2 小松島市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 19 条中「）、第 53 条の 7、第 67 条」の次に「、第 81 条の 6 第 1 項」を加え、同条第 2 号及び第 3 号中「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改める。

第 34 条の 4 中「100 分の 12.1」を「100 分の 8.4」に改める。

第 80 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。

第 80 条第 3 項中「第 443 条第 1 項」を「第 445 条第 1 項」に、「に

追加

追加

追加

追加

追加

追加

よって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

追加  
追加

追加

追加

	<p><u>第 81 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p>	追加
	<p><u>(1) 救急用のもの</u> <u>(環境性能割の課税標準)</u></p>	
	<p><u>第 81 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 15 条の 10 に定めるところにより算定した金額とする。</u></p>	追加
	<p><u>(環境性能割の税率)</u></p>	
	<p><u>第 81 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p>	追加
	<p><u>(1) 法第 451 条第 1 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100 分の 1</u></p>	
	<p><u>(2) 法第 451 条第 2 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100 分の 2</u></p>	
	<p><u>(3) 法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 100 分の 3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p>	
	<p><u>第 81 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p>	追加
	<p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p>	
	<p><u>第 81 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u> <u>2 3 輪以上の軽自動車の取得者 (環境性能割の納税義務者を除く。)</u> <u>は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u></p>	追加
	<p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p>	
	<p><u>第 81 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をし</u></p>	追加

なかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

<u>「2輪のもの(側車付のものを含む。)</u>	<u>年額</u>	<u>3,600円</u>
<u>3輪のもの</u>	<u>年額</u>	<u>3,900円</u>
<u>4輪以上のもの</u>		
<u>乗用のもの</u>		
<u>    営業用</u>	<u>年額</u>	<u>6,900円</u>
<u>    自家用</u>	<u>年額</u>	<u>10,800円</u>
<u>貨物用のもの</u>		
<u>    営業用</u>	<u>年額</u>	<u>3,800円</u>
<u>    自家用</u>	<u>年額</u>	<u>5,000円</u>
<u>を</u>		
<u>「(ア)2輪のもの(側車付のものを含む。)</u>	<u>年額</u>	<u>3,600円</u>
<u>(イ)3輪のもの</u>	<u>年額</u>	<u>3,900円</u>
<u>(ウ)4輪以上のもの</u>		
<u>乗用のもの</u>		
<u>    営業用</u>	<u>年額</u>	<u>6,900円</u>
<u>    自家用</u>	<u>年額</u>	<u>10,800円</u>
<u>貨物用のもの</u>		

追加

追加

営業用	年額	3,800円	
自家用	年額	5,000円	
に改め、同号イ中			
「農耕作業用のもの	年額	2,400円	
その他のもの	年額	5,900円	
を			
「(ア) 農耕作業用のもの	年額	2,400円	
(イ) その他のもの	年額	5,900円	
に改める。			
第83条(見出しを含む。)及び第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。			追加
第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。			追加
第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。			追加
第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。			追加
第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。			追加

第 91 条第 2 項中「第 443 条」を「第 445 条」に、「第 80 条の 2」を「第 81 条の 2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 7 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

追加

附則第 15 条の次に次の 5 条を加える。

追加

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 15 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

追加

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第 15 条の 3 市長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

追加

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第 15 条の 4 第 81 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

追加

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第 15 条の 5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

追加

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 15 条の 6 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

追加

第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 (第 3 号に係る部分に限る。) の規定の適用については、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

附 則  
(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中小松島市市税賦課徴収条例第19条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第3条中小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成27年小松島市条例第31号)附則第5条第7項の改正規定(「、新条例」を「、小松島市市税賦課徴収条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中小松島市市税賦課徴収条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定(「、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)乗用のもの	6,900円	8,200円
第2号ア(ウ)貨物用のもの	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附 則  
(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中小松島市市税賦課徴収条例第19条、第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第3条中小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成27年小松島市条例第31号)附則第5条第7項の改正規定(「、新条例」を「、小松島市市税賦課徴収条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)並びに次条第1項及び第3項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中小松島市市税賦課徴収条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

追加

追加

改正

改正  
改正

81 条の改正規定、同条の次に 7 条を加える改正規定、同条例第 82 条、第 83 条及び第 85 条から第 91 条までの改正規定並びに同条例附則第 15 条の次に 5 条を加える改正規定及び同条例附則第 16 条の改正規定並びに第 2 条の規定並びに第 3 条中小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成 27 年小松島市条例第 31 号）附則第 5 条第 7 項の表第 19 条第 3 号の項の改正規定（「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改める部分に限る。）並びに次条第 3 項及び附則第 4 条の規定 平成 29 年 4 月 1 日

日

(3) 略

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 略

2 略

3 新条例第 34 条の 4 の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 略

(3) 略

(4) 第 1 条の 2 及び第 2 条の規定並びに第 3 条中小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成 27 年小松島市条例第 31 号）附則第 5 条第 7 項の表第 19 条第 3 号の項の改正規定（「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改める部分に限る。）並びに附則第 2 条の 2 及び第 4 条の規定 平成 31 年 10 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 略

2 略

3 略

第 2 条の 2 第 1 条の 2 の規定による改正後の小松島市市税賦課徴収条例（附則第 4 条において「31 年新条例」という。）第 34 条の 4 の規定は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の

追加

改正

削除

追加

<p style="text-align: center;"><u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p>第 4 条 新条例____の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>附則第 1 条第 2 号</u>に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 新条例____の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 28 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p><u>市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p>第3条の2 <u>新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。</u></p> <p>第 4 条 31 年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>附則第 1 条第 4 号</u>に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 31 年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成 32 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 31 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>追加 削除 改正 改正</p>
--	---	--------------------------------